

中小企業政策審議会 第19回議事録

中小企業庁事業環境部企画課

第19回 中小企業政策審議会 議事次第

日 時：平成26年2月21日（金） 14:59～16:27

場 所：経済産業省本館17階 国際会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 小規模企業基本政策小委員会での検討状況及び報告書案の説明
- (2) パブリックコメントの結果報告
- (3) 討議
- (4) 副大臣・大臣政務官挨拶

4. 閉 会

○蓮井課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会」を開催いたします。

本日は、皆様大変御多忙のところ、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

司会進行を務めます中小企業庁企画課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、松島副大臣、田中政務官、それから今、磯崎政務官がお見えになりますが、出席予定となっております。ただ、国会日程がきょうは詰まってございまして、松島副大臣、田中政務官は後ほどの参加予定となっております。

それでは、初めに磯崎政務官より御挨拶をいただきたいと思っております。

政務官、よろしくお願いいたします。

○磯崎政務官 座ったままでいいですか。

○岡村会長 そのままでどうぞ。

○磯崎政務官 皆さん、今日は、御多忙の中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。大臣政務官を拝命しております磯崎仁彦でございます。9月30日に大臣政務官を拝命いたしまして、その後、小委員会は全部で7回開催をされておりますけれども、最初の1回目は就任前でしたが、その後6回、小委員会の議論に参加をさせていただきました。

この中で今、地方は人口減少とか、少子高齢化、このような構造的な課題を抱えているということで、やはりこういう中で、地域経済の活力が非常に減退をしているという危機感を、私も共有化させていただきました。そして地方経済と表裏一体にある小規模事業者に対して、何らかの中長期的な対策を講じなければいけないということを痛感しているところでございます。昨年の12月に2009年との比較で、2012年の中小企業、小規模事業者の数が発表されておりますけれども、この中でも30万社以上減少しているというのが実態でございますので、まさにこれが、今、抱えている大きな課題の実際の数字的な裏づけということだろうと思っております。

実際、小規模事業者が地域経済の発展の中に果たす役割というのは、非常に大きいものがあると思っておりますので、このような認識のもとで、今後、小規模事業者の政策におきましては、小規模事業者が事業の持続的な発展をどうしていくのかということを基本原則に置きまして、地域の経済あるいは雇用を支えていくという大きな役割を果たしていく小規模事業者を、我々としましても、今後とも支援をしてまいりたいと考えております。

地域の小規模事業者が元気になっていくためには、やはり地域の多様な主体を巻き込んで、地域ぐるみで、いわゆる面的な支援をしていくことも非常に重要だろうと思っております。その中で、商工会あるいは商工会議所の果たす役割も非常に大きなものがあると思っております。

今回、取りまとめました報告書を踏まえて、小規模企業振興基本法を早期に制定しまして、地域の小規模事業者が地域において活躍できる、そのような環境をぜひともつくって

まいりたいと思っております。そのことで、地域の好循環を全国に浸透させまして、強靱で自立的な地域経済をつくっていくために、ぜひとも我々も努力をしてみたいと思っておりますので、きょうの活発な御議論、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○蓮井課長 ありがとうございます。

では、討議に入る前に2点の確認を、恐縮ですが、事務局でさせていただきます。

審議会につきましても、原則公開という方針がございます。これに基づきまして、本審議会につきましても公開ということでございまして、資料及び議事録を公表させていただくということになりますので、御承知おきいただければと存じます。

次に配付資料でございます。お手元に配付資料一覧というのがあるかと思っておりますけれども、そちらのとおりでございます。不足している資料等がございましたら、申しつけいただければ幸いです。

また、本日の出席者、これも恐縮ですが、座席表をもって御紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は中小企業政策審議会のもとで小規模企業基本政策小委員会、先ほども政務官からお話ございましたけれども、7回開催をし、報告書案を取りまとめいただきました委員会の石澤委員長にも御参加をいただいているところでございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、岡村会長にお願いいたします。

○岡村会長 岡村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

茂木大臣から、中小企業政策審議会に対しまして行われた諮問を受けまして、本審議会に小規模企業基本政策小委員会を設置いたしました。

昨年9月に第1回小委員会が開催されまして、その後、お話ございましたように、合計7回にわたりまして、小規模企業の振興を図るための政策にあり方について議論が行われました。そのうち小委員会におきまして、11月にまとめられた中間論点整理につきましては、12月の本審議会においても議論いただいたところでございます。小規模企業基本政策小委員会では、本年1月31日に報告書案を取りまとめました。また、2月3日からパブリックコメントを募集しております。

本日は、事務局より小規模企業基本政策小委員会の報告書案及びパブリックコメントで提出されました意見につきまして報告を受けるとともに、大臣から諮問をいただいております小規模企業の振興を図るための政策のあり方につきまして、御討議いただきたいと思います。

まず、昨年9月以降、精力的に小規模企業基本政策小委員会が開催されまして、取りまとめ大変御尽力をいただきました石澤委員長から、小規模企業基本政策小委員会の議論につきましてコメントをいただければと思います。

石澤委員長、どうぞよろしくお願いをいたします。

○石澤委員長 ただいま御紹介をいただきました、このたび小規模企業基本政策小委員会

の委員長をあい務めました、全国商工会連合会長の石澤であります。

私から、この小委員会の設置の目的並びに検討内容につきまして、審議会の委員の皆様
に御報告を申し上げますとともに、これまで小規模企業基本政策小委員会で取りまとめ
ました報告書案について、御審議をいただきたいと思っております。御了承いただければ、
私の責任も全うすることになりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

さて、我々の小委員会は、今までどちらかといいますと、十分な光が当たっておらな
かった小規模企業に焦点を当てた中小企業の再構築の第1弾として、昨年6月に、これま
での中小企業基本法の一部改正が行われました。引き続きまして、第2弾として、さら
にその政策を推進するために、茂木経済産業大臣から諮問をいただいて設置をしたわけ
であります。この小委員会では、基本的な方向づけをするために、昨年の9月から7回に分
けて委員会を開催してまいりました。本日の審議委員の中にも、小委員会の委員の皆
様もおいでになっておりますけれども、各委員から、それぞれの立場から広範囲にわたり
まして、適切な、活発な御助言、御意見をいただきまして、今後の小規模基本政策の
方向づけについて、取りまとめをいたしたところでございます。

具体的に申し上げますと、小規模企業の振興を図るためには、どうしても今、基本
法の制定が必要であるということでありました。この小規模企業基本法の制定は、
我々商工会の長年の悲願でございました。御承知のとおり、中小企業の振興につ
きましては、中小企業基本法にのっとりおるわけでありまして、平成11年に、
この中小企業基本法が改正をされました。その中で、残念ながら、将来の成長
が志向できる中小企業であっても、比較的大きな中堅企業に実は焦点が当て
られてまいりまして、小規模企業に重点が当たってまいりませんでした。

私に言わせますと、このときから我が国の小規模企業対策は大きく後退したと言
わざるを得ないと思っております。少し参考までに数字を申し上げますと、中
小企業基本法が改正された平成11年から平成21年の10年間で、中小企業は
当時484万社から420万社と、64万社が減少いたしております。そのうちの
約90%は小規模企業の減少であります。

また、先般、最近の、平成24年の経済センサスの速報値が発表されました。
それによりますと、それ以後の3年間で、全企業の数も420万社から、
385万社と、この3年間でさらに35万社が減少いたしております。あわせ
まして、14年間で91万社の企業がなくなっておるといことになり
ます。このように、歯どめのかからない中小企業の減少、特に小規模
企業の大幅な減少によって、地域経済への影響はもちろんであります
けれども、中山間地の限界集落の増加、あるいは地域社会の基盤や
コミュニティーの崩壊という危機にさらされるのが現状であります。

こうした状況から、今、抜本的な対策が不可欠でありまして、そのために、
これから小規模企業にしっかりと焦点を当てた政策を実現して、地域に元
気を取り戻すために、小規模に特化した、小規模基本法の制定が望ま
れておるところでございます。

この委員会におきまして、茂木大臣あるいは北川長官から大変な御指導、御助言を賜り

ましたし、松島副大臣、田中政務官、磯崎政務官にも、時に触れて御助言、御意見を賜りまして、ようやく最終報告書を取りまとめることができました。厚く御礼を申し上げます。

先日の安倍総理の施政方針演説の中に、安倍総理から、ソニーも本田も、あるいはトヨタも、パナソニックも、今やベンチャー精神にあふれておる世界に冠たる大企業であります。かつては小さな町工場でありました。いわゆる小規模企業の中からスタートしたのであります。したがって、小規模企業の振興に力を入れていかなければならない。小規模企業がどんどん活躍できる環境をつくるために、基本法を制定して、小規模企業の振興に全力を挙げると総理が施政方針演説で述べられております。大変心強く思っております。恐らくは歴代総理の中で、小規模企業に触れられた方は初めてではないか。その意味では大変感謝をしておるわけであります。

どうか、審議会の委員の皆様には、小規模企業の立たされておる現状を御理解いただきまして、この報告書案の御審議を賜りますように、私からよろしくお願いを申し上げます。報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○岡村会長 石澤委員長、どうもありがとうございました。

それでは、報告書案の詳細及びパブリックコメントの意見につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○蓮井課長 では、私より「小規模企業の振興を図るための施策のあり方について」という、この報告書の案についての概要につきまして、大部でございますので、資料3-1というA3の資料をベースにしまして、一部、3-2に言及するかもしれませんが、3-2のほうが報告書の本体でございます。3-1はその概要でございますが、主にA3の横長の紙に沿った形で御説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

今、石澤委員長からもまさに御指摘ございましたけれども、小規模企業の振興を図っていくに当たって、まず最初に、では小規模事業者に対してどういう認識を持つかということでございます。小規模事業者を取り巻く環境というものが大きく変わっているのではないかと、まず認識としてスタートしたわけでございます。

一番大きいのは、何といひましても、ここにあります「人口減少・高齢化」でございます。こうしたものが、特に地域において、人口減少が非常に大きいというようなインパクトが生じやすいということからも、需要の大幅な減少が生じているのではないかと課題。

それから「海外との競争の激化」ということでございますが、これは、海外に今、打って出るという面もある反面、価格競争が激化をする。さらには当該地域から海外展開をすることによって、当該地域で仕事を落とすということが減ってくるような事態も生じてくるということでございまして、これもいわば大幅な需要の減退につながってくるという懸念もございます。

さらに、「IT化の進展」でございますが、こういったものは両面あるということでございまして、ポジティブな面でいうと、事業機会の拡大に資するという観点がある反面、ま

さにインターネットビジネスの中で大手などがやる中で、そこで買い物が済んでしまうというようなこともありまして、町の小さな商店等に与えるインパクトも少なからぬものがあるということがございます。こうした新たな市場を開拓するというポジティブな面の一方で、その市場にあたえるインパクトというものがあります。

こうした中で、私どもがこの議論をさせていただいた中で、小規模事業者の方々の意義というものでございます。先ほど数字もございましたが、中小企業全体で385万のうち334万社、9割弱が小規模事業者であるということがございます。これは資料3-2のほうでは6ページ目に書いてあるところでございます。

ただ、こうした方々が、国内外の新たな需要の開拓を図っていく。顔の見える関係の中で、新たな需要の開拓を図っている。また、創業などを通じて個人の能力を發揮するというような重要な役割を担っている。さらには、まさに先ほどございました、地域を支える小規模事業者でございますので、地域経済への貢献を図っているという重要な意義を有する反面、小規模事業者の方々、ここに書いてございますように、財やサービスが限定をされている。また商圈が狭いといった特徴が当然ございますので、経済社会の構造的変化の影響を受けやすいのではないかと。さらに事業者数の減少や売上げの減少、経営層の高齢化といった実態が進んでいるというのがございます。

3-2でいうと10ページ目以降に書いてあるところでございますけれども、小規模事業者の数は、先ほどもお話がございましたが、334万社に大きく減っている状況にございます。その中で、小規模事業者の売上げの減少、若干古いデータでございますが、従業員の数が少ないところほど売上げの減少幅が大きくなっているという実態があります。

こうしたことで、やはり先行きは見込みにくいということもあり、なかなかまた後継ぎがおられないということもあって、大きな課題として、自営業者の方の平均年齢が上昇している。なかなか次に継がせることが難しいという実態があるということがございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、小規模事業者の方々がニッチなマーケットをどう開拓していくのか。あるいは個人の起業・創業を通じた、そういった能力の發揮でありますとか、さらには地域経済の貢献といったようなポジティブな面もあるわけでございます。この中で、こうしたことをいかに發揮していくのか、いわば日本経済、全国に景気の好循環を浸透させるというために、小規模事業者が迅速にこうした構造的な変化にいかに対応してビジネスモデルを変えていけるのか。こういった観点から、小規模事業者の意義、特徴、課題を分析し、小規模事業者を中心に据えた政策体系。今までは、先ほど石澤委員長からお話がありましたが、中小企業政策の中で小規模事業者をいかに考えるかという政策体系が中心でございましたが、小規模事業者を中心に据えた政策体系をどう構築するかといった必要があるのではないかと。ということでございます。

では、小規模事業者の課題を改めて深掘りして検討したわけでございますが、資料3-2で申し上げますと、14ページ目以降に記載がございます。「類型別に見た課題」ということございまして、まず大きく、企業のライフサイクル別に、どのような課題があるか

を検討いたしました。

まず、企業が「起業・創業」する場合がございます。こちらは、例えば創業の予備軍の掘り起し。これ 18 ページ目に記載がございますけれども、実は創業予備軍自体が、これまでは 150～160 万いたものが、ここ数年 100 万に減り、さらに最近の数字だと 100 万を割る、80 万強という数字まで落ち込んでいる実態がございます。この中で、いかに女性や若者、あるいはシニアの方々も含めた、創業予備軍を掘り起こすのかというのが大きな課題ではないか。

さらには、起業の前段階からのきちんとした情報提供から始まり、起業後もしばらくの間はなかなか黒字になりにくいといったところを、どのようにサポートするかといった起業前後の支援。さらには、そういった起業を図るためにもいろいろな意味での交流の場等も含めた情報提供などが非常に重要ではないかということで、起業の場の提供といったことが重要ではないかということが課題として挙がっております。

他方「地域での持続的経営」というところでございますが、起業・創業した後、地域でビジネスを行うに際しましても、やはり先ほど申し上げたように、需要が大きく減少する中で、お客様のサイド、顧客の視点に立った経営という観点が重要ではないかということ。これは 22 ページ目に記載がございます。

さらに、雇用の維持のためにも、事業継続を図っているということをちゃんと評価すべきではないか。先ほど申し上げたように、地域では需要が大きく減少している中でも、地域で足を踏ん張って頑張っておられる事業者はたくさんおられます。こうした方々が事業を継続して雇いを維持しているということにもちゃんと光を当てるべきではないかということ。さらには、そうした小規模でありながら、地域を支えておる事業者さんがおられるわけですから、そういった方々に対する面的な支援、さらには連携の重要性ということを指摘しているわけでございます。

一方、その中でも、やはり非常に大きな技術やノウハウ等を持ちながら成長を目指される方もおられます。こうした方々に対するさらなる生産性や付加価値向上を IT の活用、アウトソース等々の手法を用いながらやっていくことが重要ではないかという指摘。さらには海外展開。小規模の中でもどのように連携しながら海外展開を図っていくかという課題。さらに、小規模事業者の皆さんは、やはりどうしてもリソースが少のうございますので、情報の発信や売り込みの強化が課題ではないかということで、例えばマーケティング能力をどのように向上させるのか、マッチング支援をどのように行うかといったことが「成長志向型活動」に対する課題かと思っております。

さらには、「事業承継・廃業」ということで、経営者が高齢化した後に、先ほどございましたが、その中で、多様な人材、新たな人材がどのように参画していけるのかということ。その中で、さらにビジネスモデルの見直しを図り、例えば後継者の方と一緒にビジネスプラン、事業計画をつくっていくといったことが重要ではないかという指摘が出てございます。

もう一点ございましたのは、そういった事業者の規模の問題にもやはり力を当てるべきということで「企業内組織体制」についての検討も進めたところでございます。これは15ページ目に記載がございます。小規模事業者の組織体制、個人事業者もあれば、株式会社形態、それ以外の形態、さまざまでございます。とりわけ個人事業者を始め、総務部門や営業部門が独立していない事業者さん、まさに家族経営形態的な事業者さんですが、おおよそ従業員5人以下といった企業の方を小企業者としておりますが、こういったところにもちゃんと光を当てて、こういった方々に対する政策をきちんと届けること、こうしたことを重視することが重要ではないかということでございます。

このような事実認識も踏まえながら、新たな小規模事業者政策をどのように構築していくのかについて御議論いただき、取りまとめをいただいているところでございますが、それにつきまして、資料3-2については42ページ目以降に記載がございます。先ほど来申し上げている「小規模事業者の意義、特徴、課題」ということでございます。

大きな役割としまして、まず第1点「国内外の新たな需要の開拓」をしていくところに小規模事業者の皆様の大きな意義があるということでございます。一方、その特徴や課題で申しますと、価格競争力が十分ではない。リスク許容力が弱い。これはどうしても、経営資源が十分ではないということに起因するものでございます。さらには営業部門等が少ないということもありますので、情報の格差といった点もでございます。このあたりで、やはりアンテナを立てにくいという中で、需要の変化や減少が地域で起きているわけでございますので、それにどう対応するのか、どのように売り上げを維持・拡大するのかというのが大きな課題だというのがまず1点目でございます。

2点目が「創業等を通じた個人の能力の発揮」。先ほど申し上げましたが、特に経営者が高齢化、あるいは後継者不足ということが経営に直結をすることで、その際の人材のマッチングは非常に難しい面がございますので、こういったことに伴う廃業の増加や開業の停滞といったものにどのように対処していくのかというのが2点目。

3点目が「地域経済への貢献」。地域と小規模事業者は表裏一体ということでございますけれども、それがゆえに、逆に商圈が狭いという観点からも、地域の環境変化に対しては、相対的に脆弱な面があるということでございますので、地域全体の活力の低下に対応して、どのように地域経済を活性化していくのかということが課題になってくるわけでございます。

こうした課題を踏まえながら、小規模事業者の意義等を踏まえて、ではどのようにやっていくのか。先ほど政務官からもコメントがございましたが、その際、中小企業基本法にありますように成長発展を図っていく。みずからの規模等を拡大していくのみならず、事業をその当該地域において持続的に発展させていくといったことを、いわば基本原則とした、小規模事業者向けの政策体系が必要ではないかということでございます。

そうした政策体系を踏まえる中で、今後の方向性といたしまして、小規模事業者に対して期待される役割といたしまして、まず第1点目としては、先ほどの需要の開拓という観

点から「顔の見える信頼関係をより積極的に活用したビジネスモデルの再構築」ということが1つ目。

2つ目は「多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出」で、そういった方々が経営に参画をする、あるいはそういった方々が小規模事業者の方として勤めていただくという観点から、創業、事業承継、さらには就職等を活性化するといった点。

さらには、先ほどのように廃業がぎりぎりのタイミングで、にっちもさっちもいかなくなってから廃業するのではなくて、もっと前の段階からきちんと準備を図っていくことが重要ではないかという観点での事業終了の円滑化といったことにつなげるということが重要ではないかということでございます。

3点目の「地域のブランド化・にぎわいの創出」は、まさに地域経済に貢献するという観点からの、地域全体の活性化に資する事業の促進というのが小規模事業者の活性化の観点からも重要ではないかということでもあります。

では、やはり小規模事業者は経営資源が非常に厳しゅうございますので、サポートする支援機関に対してどのような期待されるかでございますが、これはまさに小規模事業者としての課題をみずからの課題ととらえ、きめ細かな支援を構築していく。さらにさまざまな経営課題がございますので、これにきちんと対応できるような高度な支援のあり方が求められているということでございます。そのためにも、支援機関のミッションを明確化することに加え、支援機関の間の連携を通じて、小さな企業にいかにもその政策を届けていくかということでございます。

3点目としましては、その支援を図っていくための国や地方公共団体の役割でございますが、事業体の小ささに着目をして、着実、円滑な事業運営といったものをどのように支援するかということで、小規模事業者の立場に立って施策を展開し、普及を図っていくことが必要ではないか。さらに極めて多数の主体への有効な支援。334万でございますので、そこに対して各省連携あるいは国や地方公共団体からの連携、これをさらに一層強化する必要があるのでございます。情報提供ツール、まさに政策をお届けするツールの整備、さらには政策を使う観点から、きめ細かく申請書類の簡素化といったものを図っていくことが重要ではないかということでございます。

このような政策の方向性を踏まえる形で、最後の下の箱でございますけれども「今後数十年の我が国経済社会情勢の変化に対応した、小規模企業のとるべき方向性を示し、今後の施策の体系を示す『小規模企業振興基本法』の策定を今後図っていくべきではないか」というような御提言をいただいたところでございます。

その中身といたしましては、先ほど申し上げた中小企業の「成長発展」という、中小企業基本法の基本理念のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持などを含んだ「事業の持続的発展」を図るべきといったこと。それから、先ほどの5人以下の小企業者の円滑、着実な事業の運営、こうしたことを適切にすることを、きちんこの基本法の中に位置づけるべきではないか。また、中長期的に一貫した施策を講じ、また、事業者の

予見性を担保する観点から、5年程度の基本計画を策定し、国会に報告する。さらにその実施状況について毎年レビューを実施すべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

あわせて、こうした小規模企業の施策のコンセプト、さらには基本法の原則というものに従いまして、ビジネスモデルを見直していく、あるいは地域の支援、面的な支援体制を進める観点から「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」という、平成5年にできた法律がございますが、こういったものを改正していくべきではないかというような御指摘をいただいているところでございます。

駆け足で恐縮でございますけれども、私からは以上でございます。

○岡村会長 ありがとうございます。

筋書きどおりにまいりますと、ここで副大臣がお見えになる予定でございますが、まだお見えになっておりませんので、先に進ませていただいて、後ほど副大臣からお話をいただきたいと思っております。

では、続いて資料4の説明をお願いいたします。

○鈴木室長 小規模企業政策室長です。よろしくお願いいたします。

資料4にパブリックコメントの結果概要ということで、1月31日に第7回の小規模企業基本政策小委員会で報告書の案を取りまとめていただきました。直ちに2月3日からパブリックコメントを開始いたしまして、今週の頭、2月17日まで募集をいたしました。コメントは全部で10人の個人、組織から、合わせて11件の御意見をいただきました。主な御意見と報告書への反映について御説明をいたします。

まず、小規模事業者の人材の確保活用についてということ。

1番の方、雇用環境を充実させるための支援策が重要。

下に番号がなくして恐縮でございますが、10番の方、従業員対策の充実が基本的に重要。こういう御意見がございました。

これを踏まえまして、小規模事業者対策の今後の方向性といたしまして、小規模事業者が労働環境を行うことの必要性を追記いたしました。

次に、地域と小規模事業者の関係についての御意見です。

2番目の方、地域の小売店が廃業し、地域コミュニティが崩壊している。地域の小売店は、高齢者の生存確認等、その地域で従事し暮らしているからこそ、地域社会に貢献している。このための支援が必要である。

4番の方、小規模企業が地域を必死に支えているという認識をお示ししてございます。

9番の方、過疎高齢化の進展、限界集落の増加などによりまして、地域コミュニティの維持が困難となっている。こういう中で、小規模企業の持続的な事業活動が、法整備をすることによって可能となっている。このような認識をお示しされています。

これを踏まえまして、やはり小規模事業者対策の今後の方向性として、既にコミュニティを支える取り組みを進めていくということが、今後の方向性に記載をされてござい

すけれども、これに加えまして、小規模事業者の意義、あるいは現状として、小規模事業者が雇用や経済と並んで、コミュニティーを支える担い手となっているという旨を追記いたしました。

次に、支援機関のあり方についての御意見です。

6番目の方、行政書士は、過疎地域を含め、全国津々浦々に会員がいて、専門家としての業務を行っている。行政書士を小規模事業者支援のスキームに組み込んでほしいという御意見。

これを踏まえまして、支援機関間の役割分担というところで、行政書士を専門家として連携して小規模事業者を支援する支援機関の一員と位置づけさせていただきました。

それから支援の多様性の確保について。

7番目の方、小規模企業は自主・自立の志向が強い。組織に属さない例も多いということで、支援チャネルの多様化が重要であるという御意見。

10番目の方、同じく、支援機関は行政系の機関だけではない。民間や草の根レベルの機関を幅広く捉え位置づけるべきという御意見。

これらを踏まえまして、小規模事業者対策の今後の方向性として、支援機関の対応策として、公的機関、民間事業者、NPO等の多様な支援チャネルを活用して支援措置を検討していくという記載を追記いたしました。

このほか、支援機関のあり方につきましては、既に報告書の中で触れているということが多うございましたが、いろいろな御意見をいただきました。

例えば4番の方の御意見ですが、商工会、商工会議所、中央会の役割が重要である。巡回指導している経営指導員の支援が重要という御意見。

それから9番の方、地方自治体や支援機関等、それぞれの強みを発揮し、不足部分を補完する体制整備が必要である。

10番の方、コーディネーターの役割が重要である。

このような支援機関に対して御意見をいただいております。

最後に、公正な取引の実現ということです。

7番の方、中小企業憲章を引きながら、公正な市場環境を整えるということを報告書に記載すべきという御意見。

10番の方、公正競争の確保が不可欠である。

こういう御意見を踏まえまして、小規模事業者を取り巻く課題として、公正な市場環境の整備を位置づけました。

また、今後の方向性としましても、公正な市場の整備というものを位置づけてございます。

以上、主な御意見と報告書への対応についての御説明でございます。

ページ数等は追っていくのが大変なので割愛しましたが、もし御不明な点等あれば、御質問いただければと思います。

以上です。

○岡村会長 ありがとうございます。

これからディスカッションしていただきますが、先ほどお話ししましたように、松島副大臣がお見えになりましたので、御挨拶をお願いいたします。

○松島副大臣 皆様、お疲れさまでございます。

この委員会におきまして、その前に石澤委員長を始めとした小委員会の皆様にお取りまとめをいただきました報告書案、本当にありがとうございました。これをもとにし、きょうの御議論をいただき、岡村会長から茂木大臣に報告書を出していただく。そして、それにのっとりまして、私たち多くの、本当に多くの国民も念願でありました、小規模企業振興基本法をこの国会で案をつくり、政府から提出して、成立を図っていく次第でございます。それとともに、商工会及び商工会議所による小規模事業者支援法、この改正も行ってまいります。

きょうも中小企業について、小規模事業について、経済産業委員会の中での質問がたくさんございました。小規模事業者はなかなか自分で予算の申請、補助金の申請なども難しいというようなことを踏まえた質問もございましたし、岡村会長には平成19年からこの会長としてお力添えをいただいたのですが、その間、私ども自民党が野党になった間の枝野大臣からも認定支援機関、自分がつくったものがどのように発展し、それに対してどういう施策を行っているかという質問も、好意的な観点でございました。中小企業に関する小規模事業に関する思いは、与野党を超えてとにかく大事にしていかなければいけないという思いは一緒なのだという気がしたところでございます。

本当に長らくありがとうございました。私も地元で小規模事業者の基本法をつくるんだということを言いますと、やっと光を当ててくれたんだというような表情が数多く見られます。九十何パーセントのところまでできましたこの会ですけれども、きょうも最後まで素晴らしい議論となりますようお願いいたします。どうもありがとうございます。

○岡村会長 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、早速ディスカッションに入りたいと思います。時間を大体40分ぐらいをめぐりにしてディスカッションをやらせていただきたいと思いますので、できるだけ多くの方々から御意見を承ればと思っております。

それでは、御意見がございましたら、ネームプレートを立てるか、手を挙げるかしていただければ、私のほうから御指名させていただきますので、よろしく願いをいたします。

どうぞ。

○三神委員 小規模事業政策の小委員会でもお世話になっております三神と申します。

基本的には、方向性については特に異論はないのですけれども、今後5年間を対象とする基本計画の策定という、この5年間という意味について少しお話をさせていただくと同時に、そこに伴う女性の起業の定義を少し柔軟に考えるべきだということを2点、お話をさせていただきたいと思います。

ちょうど 11 ページにあります人口のカーブの減少度合いが、一気に角度が下がってくる理由というのは、団塊ジュニア層がこの 20 年間、産みたくても産めない状況にあったという、日本の歴史上最後の人口ボリュームゾーンになるであろう層が、産めないことに起因するわけです。この 5 年間の意味の重要なひとつは、ちょうどこの最後のボリュームゾーンが、女性におけるいわゆる不妊治療を受けたとしても、妊娠確率が限界に来る 42 歳に今年からどんどん差しかかかっていく、そうしたタイムリミットの今年が最初の年であるということが挙げられます。

この前提に立つと、女性の起業の定義を、女性 1 人単位当たりの創業者比率向上を目標とした場合、創業が安定するまでおよそ 3 年かかります。この世代に創業リスクをとってもらふ施策だと、また産みたくても産めない状況の繰り返しになってしまうと同時に、一体 1 人産むのに幾らかかるかという経済的な整合性が保てない怖れも出てまいります。

まず、35 歳以降のこの世代が特別な治療を受けたとして、第一子を設けるまでに 1 年半かかって 160 万超かかるのが現実でございます。この 5 年で何とか人口を減らすのを食いとめるためには、何らかの形で小規模事業者の業績が上がったとして、女性の従業員の手元に残るお金がその治療費をカバーする規模になるか、もしくは、女性に創業までの時間的・金銭的負担を負わずに、夜中に病院に通うなど、治療に非常に不規則かつ長い時間を要する事情を考えますと、これから 5 年に関しては、女性の「起業」というだけの定義ではなく、女性の「就業」形態の多様性と柔軟性の開発……例えば役務サービス、知識サービスをパフォーマンスベースで提供し、対価を得るための場の開発も考慮に入れる必要があると考えます。どういうことをいうかといいますと、例えば営業やマーケティング領域を、地元の小規模事業者のために提供する。そして、プロジェクト単位や時給単位でお金を得られるといった中間的な場を提供する組織、ビジネスモデルを、むしろ女性自身の起業のみならず定義の対象に入れていただけたらというお話です。

どうしても女性の起業というと、単純に女性が創業する、会社数をふやすという統計上の結果判断に流れると思われませんが、こういったハイリスクハイリターンモデルのひとつ手前の段階を作る、定義に入れることによって、何とかこの 5 年以内に、妊娠したくてもできなかったという層が対応可能な仕掛けが必要でしょう。実はこれは、小規模事業者側から見てもメリットがあります。小規模事業者は内生化するほど余裕がないけれども、地元で利用できる、比較的女性が得意と言われている営業、マーケティング、広報をアウトソースできるサービスがあるという状況になる。逆に、女性から見ると、最後の妊娠のラストチャンスなのに、ゼロから起業してくださいということではなくて、1 年半で 160 万かかる妊娠用治療コストですから年間 100 万、税引き後で何とか手元に現金が残るぐらいの事業規模でキャリアを繋げる土壌となります。例えば最初は登録制といった形でもいいでしょうし、そういったサービスを提供できる場、そういった支援をしてくれる会社が地元にあるという状況も、特に今年からの 5 年以内は早期に想定に入れていただきたい。女性の起業の定義、小規模事業者の販路開拓にかかわる定義の中にこういった新しい概念を

ぜひとも含めていただけたらと感じております。

○岡村会長 ありがとうございます。女性の創業のためのインフラをしっかりとつくろうと。

○三神委員 「創業のため」という話ではありません。創業者になってしまうと、個人保証が軽減される政策をとったとしても、創業後3年間は時間も拘束され金銭的にもリスクを負いますし、仮に団塊ジュニア層がこのターゲットになると、実質的に産めない、人口問題にとっては致命的だと。ですから、完全に1人が1社という単位ではない、そうではないのだけでも、年間手取りで100万ちょっと得られるぐらいの、しかも、地元の小規模事業者の売上げに貢献できるような営業アウトソース、プロフィットセンターのアウトソースを担えるような分野も必要だというお話です。「創業」という定義に固執すると、どうしても女性が起業、高齢者が起業という話に矮小化されます。女性の参画の仕方を柔軟にする新分野の起業をむしろ並行して対象とする必要があります。

○岡村会長 わかりました。その起業のインフラをしっかりとつくろうと。

○三神委員 そういった従来にない概念を認識し、定義に入れていただければ。

○岡村会長 わかりました。

それでは高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋でございます。メンバーを拝見いたしますと、地方の代表は私だけということで、大変責任を感じております。小委員会のほうも全ての出席はできなかったのですが、何回か参加をさせていただいて、地方の現場感覚としてのお話を何点かさせていただき、そういった意見も踏まえて、このたびすばらしいこの報告書をおまとめいただいたことを、石澤委員長初め、関係の皆様方にまず、メンバーの1人として、心から感謝を申し上げたいと思う次第であります。

この3-1の資料で、先ほどコンパクトに概要の御説明がございましたが、左半分の下の方に、類型別というのがございました。その中で、地域での持続的経営、そしてその下に成長志向型とあるわけですが、私どもが地域の現場を常に見ている感覚からしますと、いわゆる小規模企業というものは、上のパターンですね。当該地域の中で持続的な経営を大変小規模の人数で展開をしておられる方々という、そういう実態認識を持っているところでございまして、まさにこの人たちが政策のど真ん中に据えられて、しっかりと行政の支援も受けながら、自覚を持って、役割認識を持って、地域の中で事業展開をしていただくこと。それにフォーカスを当てていただいたということが、この委員会、この報告書、大変意義があるなということをしみじみと改めて思っているところであります。

そして、そういった中で、私どもからも意見を言わせていただいた面的な支援。すなわちこの小委員会でも、経産省だけではなくて、他省庁の方々の御参画もあったというのも大変時宜を得た取り組みだったと思うのですけれども、そういう省庁を超えた支援メニューも重要でありますし、また地域、それから業種、業態、ありとあらゆるものを超えた、小規模な企業、地道に地域で事業展開をしておられる方々を面的に支援することの重要性

を、審議会の場でも位置づけていただいたというのは、本当に我が意を得たりと思う次第であります。感謝する次第であります。

ただ一方で、数的にはそんなに多くはないと思うのですが、地域の中でも、大変小規模な事業者でも、成長志向のところ、あるいはここにも海外展開とありますけれども、例えば北海道の例として、多分小委員会の場でも御説明したと思うのですが、ラーメン屋さんがアジアに店を展開するというようなケースなど、やはり海外展開を志向する成長志向の小規模事業者というのもおられるわけでありまして、そういったところも、しっかり支援をしていかなければならない。そういう二頭立てで私どもは考えているところでございます。

せっかく小委員会のメンバーにもなったということもございますし、また、北海道の商工会の皆様方からの強い要望もありまして、この26年度の私どもの新規予算の中で、道独自の小規模企業支援策というものも始めることにいたしました。それはどういうことかという、たくさんおられる、地元で持続的な経営をしておられる、成長というよりも地元地域密着の企業の方々のさまざまな経営面の支援、相談事業であるとか、補助金の申請をするにしても、書き方もよくわからない、そういうところを手取り足取り御指導していただく民間のコンサルティング会社の方々を含めて、いろいろな方々に、小規模企業の経営改善を支援していただくための事業を拡充・強化をすることにいたしました。

また、創業者フォローアップ事業というのも実施しようと思っております、これは創業までも大変なのですが、創業後間もなくというのは、テイクオフして一定の規模まで行くまでに、やはり大変な苦勞をされる。これは本当に私どもも多くの例を見ているわけでありまして、新規創業者の方々の2年目でだめだったという廃業を少しでも少なくするためのフォローアップをしっかりやっていく、そういう事業を2つ、26年度から始めようと考えているところでございます。

こういったこととは別に、私ども道内の企業の中で、チャレンジ企業表彰というのをやっております、創業部門と経営革新部門と2つ持っており、これももう何年も続けているわけでありまして、創業部門でかつて表彰して、今はやっぱりだめで潰れてしまったところも実はございます。しかし、中には、例えばここで御紹介するのは、北海道宝島旅行者という小さな企業ですけれども、資本金は今、2,000万円ぐらいになっているのですかね。5年前に、私どもがチャレンジ企業として表彰をいたしました。そしてその後、北海道は観光資源がいっぱいありますので、あまり知られていない観光資源、穴場と言ってもいいのですが、そういうものを国内に、そして世界に発信するという事業で、地道ながらも事業をしっかり進めており、こういった企業も育ってきておりますので、しっかりサポートしながら、小規模事業者の方々の地域における事業展開というものを、行政として見守り、また支援をしていくということ、我々も地方の立場でやっていきたいと思っております。今回、この報告書の中で、我々地方の行政の位置づけもはっきりしていただいたことも心から感謝を申し上げる次第であります。我々自身の政策とし

て、中小企業庁さんの後押しもいただきながら、しっかり仕事をやっていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○岡村会長 どうもありがとうございました。

行政の立場から、この案を具体的に進めるという、いいメッセージをいただきました。ありがとうございました。

それでは、阿部委員どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。全国商店街振興組合連合会、商店街の代表として参りました阿部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

小規模事業者の部分につきまして、これからの商店街は起業する若者の宝庫でございます。まさに各空き店舗などにステージがそろっておりますが、なかなか世代交代がままならず、既存商店の店主のライフサイクルという中でのバトンタッチ、例えば、駅伝において走者のたすきがうまく渡らないで四苦八苦している状況でございます。先ほど、商店街は、コミュニティーの担い手というお話もございましたけれども、私どもコミュニティーの担い手として、商店街の中に、安心安全、子育て、食育、福祉、環境、高齢者の相談相手、文化の創造、歴史の伝承、さまざまなものを担っているというところでございますが、なかなかその部分で事業を起こしますと、大赤字です。収益を上げられませんので商店街の組織財源では、なかなか持続しないのです。

ですから、私たちは、それで地域の皆様が、商店街というお買い物ゾーンに足を運んでいただいて、お買い物もする。相談相手にもなる。コミュニティーの担い手として、きちんと機能を持っているというようなところの中でも、やはりコミュニティーの部分は行政がやるのか、商店街の組織なのか、事業主なのかというところで、非常にすみ分けが難しいということでございます。その辺を、コミュニティーの担い手である商店街の役割を収益事業と組み合わせて、事業ミックスという仕組みをとることが大切であると思っております。このことはなかなか難しいとは思いますが、それをまずしっかり確立していきたいと思っております。そこが1つです。

もう一つは、私たちはいままで若者を12人起業させており、インキュベーターシステムを事業としております。42店舗プラス12が新しい若者が起業して、商店街の中で商いをしているのです。疲弊している商店街組織をサッカーのチームと例えると、もうボールを蹴れない、走れない選手がたくさんいる中で、やはり事業主のバトンタッチというところが非常に今難しい。新陳代謝できていないというところもかなり課題となってきたわけでございます。私たちの商店街組織では、商店街で起業したい若者にインタビューというか、ディスカッションのために、飲み二ケーションするわけですが、モチベーションの高い若者はいいのですが、自分の商いの仕方、商品、サービス、さまざまなもので不安になっている若者は、誰も聞く人がいないわけです。

商店街の店主というのは、いいときはいいのですけれども、悪いときは悪くて、何もア

ドバイスをしない、沈黙が美德、関わりたくないなのですね。何も言わないことが美德。だから商いの仕方も教えるなんていうことは、なかなかないわけでございます。したがって、サポートするセクションというかお世話をする人、経営コンサルタントですとか、アドバイザーですとか、そういった形の事業をやっている方が常駐されていますと、起業する若者に支援、相談をしながら継続的に経営できる離陸体制をとれるという形が出来ればいいと思っています。これからの商店街は、空き店舗が更に増え続けていくことが問題でございますけれども、このことを課題にして、若者またはシニアが起業できるところ、小規模として、また成長できるチャンスであると、私は期待をしております。しかしながら、商店街では、その辺の整理、足並みそろえて全部が動くというわけにはいかないと思います。できる成功事例を一つ一つ整えていながら、さまざまな専門分野の方のアドバイスも継続的に受けながら、若者が成長していくというところで御支援をいただければと思います。

このことが機能し、成果をあげていきますと、コンパクトシティ、中心市街地の中で、高齢者の皆様も、歩いて楽しいまちづくり、その町のランドデザインの中で買い物が出るゾーンがきちんと成立するのではないかなということを期待しておりますので、ぜひとも小規模事業者の法律を磨き込みながら、私たちの、本当に小規模の吹きだまりのような商店街に、ぜひともフォーカスしていただければなという思いで発言をさせていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○岡村会長 ありがとうございます。

相談相手といえますか、こういうものは、しっかり地域に根づかなければいけないという御意見だと伺いました。

鶴田委員、どうぞ。

○鶴田委員 私は全国中小企業団体中央会の鶴田でございます。よろしく願いします。

まず、まとめていただいたことに感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。私から2点ばかり、お願いを申し上げたいと思います。

今後は基本法の基本計画が重要となってくるわけでございます。基本計画の検討に当たりましては、中小規模の事業者の組織化、また、組合活動への支援について、はっきりと項目立てをしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

2点目は、人口減少が進む地域にあつて、組織法制化に対しても、幅広く検討していく必要があると考えております。現行の組合制度の設立要件、または存続要件が果たして適切であるのか。または商工組合や商店街の組合など、多様な組合制度がありますが、小規模企業の立場から見て、もっとわかりやすいメニュー立てにする必要はないのかなどの検討が必要ではないかと考えておるわけでございます。

小規模企業振興基本法が成立しました暁には、小規模事業者の活性化と表裏一体となる組織法制に対して、幅広く御検討をしていただきますよう、私からお願いを申し上げます。

その2点でございます。よろしく申し上げます。

○岡村会長 ありがとうございます。

それでは江田委員、どうぞお願いいたします。

○江田委員 社労士会から参りました江田といいます。

昨日この報告書の案を見させていただいて、社労士としての立場で感じたところで、省庁間の連携という33～34ページのところで、厚労省のことに該当するかと思うのですけれども、昨年、改正高齢法で65歳までの継続雇用の義務化が強化されたのですね。実は3日前の日経の第1面に、高齢者の働く割合が、65歳以上の方が就業者の中で10%を超えたということが日本の数値として出て、世界でもトップクラスといいましょうか、そういう中で、私は個人的には、アドバイザーという委嘱を受けておまして、毎月10社、15社、中小企業を訪問して、継続雇用のことでの相談助言をするわけですけれども、まだまだ法律ができて、形上、就業規則で嘱託みたいな、継続していますよという、受け身でおられるところが多いと思うのです。

人口の減少、高齢化という名のもとにありますので、65歳までは当たり前の世界なんだという意識改革、意識を経営者も変える、社員のほうも変える。でない今、嘱託として往々にして腰かけ仕事で終わってしまっている。それは企業の経営にとって、お互いに不幸じゃないかと思うのですね。業績に寄与するための人材として、戦力化。60歳以上の方たちはまだまだ会社の戦力として、戦力化を目指すのだという意識を全面に押し出していきたい。そういったことで、我々もアドバイスもするし、そういったことが1つ必要だろうと思います。

もう一点は、資料3-2の38ページに、支援機関間の役割分担ということがありますが、小零細企業に対しては、我々社労士が最初の創業のときからかかわって、一番わかっているものではないかと思うのです。創業支援の助成金問題だとか、あるいは人材育成に対してもです。そういう面では、ぜひこの中に我々社労士も名前を入れてほしいなという要望でございます。以上でございます。

○岡村会長 ありがとうございます。

いろいろ伺っております御意見に対して、最後に事務局のほうからお話しさせていただきますので、議論を進めさせていただきたいと思っております。いかがでございましょう。

小野委員、どうぞお願いいたします。

○小野徹委員 建設業の代表としてこちらにお伺いしておりますので、一言お話をさせてもらいたいと思っております。

こちらの中小企業庁の官公需法、中小の請負比率を決めていただいているということで、大変それについても感謝を申し上げますし、また、今回の小規模基本法につきましても、大変な賛意を表すところでもあります。

考え方として、私ども建設業の中には2つがございます。1つは総合建設業、私どものように、一応下請と称する専門業者を集めて、ある程度請負をやっていくという、そうい

うグループと、それから建設産業全体として専門工事業ですね。大工であるとか、左官であるとか、鉄筋であるとか、そういう2つのグループに分かれると思いますけれども、今回の小規模基本法には、建設産業の専門工事業のほとんどが入るのではないかなということで、ぜひそういうお力をお貸し願えれば本当にありがたいなと思っております。

実は、後ほども申し上げますが、現在は起業というよりも、例えば大工さんが新たに仕事を始める、自分が親方になって始めるとかいうことは、それほど難しくはないわけですが、実は労働者のほうが今、全然集まっておりません。国土交通省のほうでも担い手確保ということで、これに対して真剣に対処されておりました、社会保険に加入していない労働者を使わないようにしようとか、そういった取り組みをずっとされているわけですが、起業しようにも、ずっと賃金が下がってしまって、400万ぐらいの賃金で、我が建設産業には人が入ってこないということでございますので、起業とあわせて、労働者の雇用についても大きな問題があるということを1つ御指摘をさせていただきたいと思っております。

それから総合工事業についてでありますけれども、以前も第二会社方式で、次から次に会社を優良な部分だけを残してというようなことについて、私もここでお話を申し上げましたが、起業は歓迎をしますけれども、公共事業への参入については、一つ頭の中に入れていただきたいと思っております。

世の中が今、アベノミクスで大変景気がよくなっているというように思われていますし、東北の震災で人が足りないということで、建設業は受けに入っているように錯覚をされ、特に東京にいと仕事量が多いので、その錯覚も大きいと思っておりますけれども、長い間の不況で、特に地方の公共団体、きょうは北海道の知事さんもいらっしゃるけれども、地方の財政というのはものすごく厳しくて、そういう中で仕事が発注をされておりますと、いわゆるダンピングまがいの行為というのがずっと消えておりません。

そんな意味の中で、総合建設業、私どものような元請を開業するというのは大変簡単なことであります。先ほど専門工事業の独立、起業についても簡単だと申し上げましたけれども、元請についても非常に簡単に開業できるというシステムになっております。開業していただく、どんどんそういうシステムがあるということ自身はいいわけですが、その会社が、先ほど申し上げました理由の中で、公共事業にどんどん参入をしてくると、簡単に開業というものを許すということになりますと、建設業界というのはいつまでたってもだめでありまして、地方の、地域における仕事もなくなってしまうのではないかなと考えております。

そんな意味で、開業、起業と、公共事業への参入というものを少しどこかで分けていただくような考え方をぜひお願いをしたいということでございます。

以上です。

○岡村会長 公共事業への参入にある程度制約を加えろということですね。

○小野徹委員 そうですね。それはもちろん国土交通省のほうにも申し上げてはおりますけれども、今で言えば、簡単に建設業の審査というのは3年間ぐらいで受けられてしまう

わけですから、次から次へ公共事業にどんどん参入してくる、仕事は減っている。その中ではダンピングは減りませんし、地方の疲弊は進みますよということです。

○岡村会長 わかりました。後ほどまた。

○松島副大臣 会長、次の仕事が。

○岡村会長 じゃあ一言だけ。

○松島副大臣 どうも本当にお世話になっております。1つだけ。

先ほど高橋委員からお話ございました、私ども国とそれから都道府県、そして市区町村の自治体、これをやはり、こういう行政において一本化したい。そしてまた、小規模事業者から見ると、国の政策の中で、中小企業庁の政策も、厚労省、どこがやったっていいんですね。だからそれが一目でわかるように、4月以降「ミラサポ」、皆様にお話ししております未来をサポートする中小企業向けの私どものホームページの中にも、経産省の政策、そして厚労省の、特に旧労働部門のいろいろな支援策、そしてまた都道府県、市区町村の新しい事業や、あるいはこれまでもやっている事業というものを一覧にして見られるような、そして自治体の予算にはぜひその御記入をお願いするというか、情報をいただくというようなことを始めようと思っております。

いずれにいたしましても、いろいろな立場の人間が一致結束してこの小規模事業というもの、日本にとって重要な地域の経済だけではなく、地域社会においても大きな役割を占めている、これを大事にしていくことを頑張っていく。そして、きょうの委員の皆様方にも、この法律ができた後にも、先ほど話に出ました、基本計画というのが本当に重要でございますので、引き続きいろいろと御指導、御意見をいただきたいと思っております。

1つ別の仕事があって、毎度失礼いたします。

○岡村会長 どうもありがとうございました。

(松島副大臣退室)

○岡村会長 それでは議論を続けさせていただきたいと思っております。

どうぞ。

○石塚代理 金融機関を代表しまして、一言申し上げたいと思っております。三菱東京UFJの石塚でございます。

報告書を見させていただきまして、改めて小規模事業者の方に期待される役割、それから存在意義というのは完全に明確になったということで、非常に意義あることだと思っております。特にこの基本法ができたということで、政府の中長期的な政策的支援が担保されたということは、やはりこれから創業しようと思う方にとっては非常に心強い、中長期的な観点からビジネスを考えられる、こういったことで、大変有意義なことかと思っております。

一方、逆に我々を含む各支援機関の立場から申し上げますと、やはり今までの議論を聞かせていただいて、改めて事業者の方の立場に立って、しっかりとした支援を行っていかねばいけないのだろうなと思いを新たにした次第でございます。

報告書の37ページを見ますと、これも私、支援の施策の入手先という中で、メインバンクが一番多いということが挙げられていまして、当然、都市銀行ならず、各金融機関、これは連絡をとり合ってしっかりとした対応をしていきたいと思っておりますし、先ほど来から出ておりますように、もう一つ重要なことは、特にどこからも情報を得ていないというのが16.9%ということがございます。やはり支援機関の幅を広げていくということは非常に大事なことだと思っております。ぜひこういったことが末端まで行き届くようなことが一番の重要なポイントなのかなと思っておりますので、よろしく願いできればと思っております。

もう一つ、これは創業といいますか、成長段階のお話ですけれども、私どもの銀行ですと、TKCさんと連携しまして、これは保証協会を利用されたい方、我々の窓口に来づらい方、こういった方も税理士さんからの連携を受けて紹介をいただくようなシステムをとっております。まだまだ発足して間もないわけでございますけれども、こういった取り組みもどんどん前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○岡村会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○村上委員 私は学者なもので、むしろこの報告書全体としての評価になると思うのですが、最初のところは誰も異存がないので、今、結局人口が減って、少子高齢化が進んでいる。そうすると日本国内では需要が減っていくということは、もうみんなはっきりしているし、もう一つが、やはり日本の中堅以上の企業というのは、生き残りをかけて海外に進出せざるを得ないという状況に追い込まれていますので、その点でも、日本での仕事とか需要が減っていくことはやむを得ないという、そういう客観的には厳しい状況にあるのだと思います。

その中で、この報告書はそれこそ有識者が知恵を絞って、あるべき政策というか、それをうまくまとめ上げた報告書だという形の評価をしております。特にここの課題の分析をライフサイクルに従って、こういう形で分析していくという内容とか、それから小規模事業者の政策の今後の方向性というの、これもやはり、この辺に尽きるのではないかなという意見を持ちますので、そういう意味では非常にまとまった報告書だろうと思います。

そうすると、あとは、客観的環境はそんなに容易ではないということを十分に認識してもらった上で、的確に実行してもらおうということに尽きるのではないか。この報告書を読んだときの意見はそんな形になると思います。

○岡村会長 ありがとうございます。

骨格としてはいいけれども、実施面でしっかりやらなくてはいけないというお話と承りました。

それでは、どうぞ。

○高田委員 中小企業基盤整備機構の高田でございます。機構としてのコメントを申し上げたいと思います。

大変いいものをおつくりいただいたということで、石澤会長初め、委員の皆様方、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。

私はその小委員会のオブザーバーという形で出席させていただいたわけでありますけれども、率直に言って、活発かつ本音の議論が展開されておりました。特に小規模事業者の委員の皆様からは、御自身の体験を踏まえた支援機関や支援施策のあり方についての厳しいお言葉もありました。

そこで私が思いを新たにすることは、我々中小機構は、お客様である中小企業、小規模事業者の皆様のことをよく知っていかなければならない。お客様の声にしっかりと耳を傾けなければなりません。従来やり方にとらわれずに、柔軟な発想で支援施策を考えなくてはならないということでもあります。

この報告書を受けまして、今後、小規模事業者振興基本法が制定されるとのことですけれども、私ども中小機構にも重要な役割が期待されているということで、この報告書に書かれているような日本経済の将来、あるいは小規模事業者の重要性を踏まえて、この期待にしっかりと応えていこうということで、身が引き締まる思いをしているところであります。

実は現在、私ども中小機構の次期中期計画、3期を、検討している最中であります。報告書の54ページに国の基本的施策が掲げられておりますが、これにかかわる新たな実施策をその中期計画にしっかりと書き込んでいきたいと考えております。

少し具体的に申し上げますと、例えば適切な支援の実施ということに関しましては、中小機構といたしましては、自治体並びに商工会、商工会議所、あるいは中央会、認定支援機関など、支援機関の皆様とも連携、協働を強化して、支援機関の皆様が必要とする支援情報や支援ノウハウなどを提供させていただくことを通じまして、全国津々浦々の小規模事業者の皆様の方のビジネスの振興に貢献したいと考えております。

また、販路開拓に関しましては、報告書にも触れられておりますけれども、これからの小規模事業者の販路開拓には、ITの活用が不可欠であると思っております。ITを活用した販路開拓への御支援に取り組んでまいりたいと思っております。また、その反面、デジタルデバイドの問題も当然、生じてくる可能性がありますので、我々の研修の事業、中小企業大学校でありますけれども、こちらのほうの機能を十分発揮いたしまして、小規模事業者のITのリテラシーの向上に関して、御支援をするべく検討を進めております。

いずれにいたしましても、基本法が制定されることは大変に有意義なことでありますけれども、先ほどお話がありましたように、同時に具体的に何をやるのか、あるいは実行しなければ全く意味がありませんから、我々中小機構といたしましても、これまでの経験をベースにして、お客さんの声をしっかりと把握して、小規模事業者のお役に立てるような、また、国の政策にもしっかりと貢献できるような施策の実現に努力してまいりたいと思っております。以上です。

○岡村会長 どうもありがとうございました。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 ありがとうございます。

基本的には本当に小さい企業であっても、やる気のある企業を支援するというのは大変すばらしいことだと思います。

私の立場からすると、普通は製造業とかの視点で物事を話すのだと思うのですけれども、ちょっときょうは視点を変えまして、実は先日、私が経験から受けた印象についてお話しさせていただきます。要は、国内は人口が減っていくので、当然海外からの力というか、今回も、外国人の観光客がふえ、オリンピックも決まり、非常にそういう意味では、もう少し経済が回っていけばと思います。先日、雪がひどかったときに、私は長野駅で足どめを食いました。長野というとオリンピックをやっているところでもあり、冬のシーズンだとオーストラリア、ニュージーランドを初め海外のお客様がすごく多いのですね。そこにいたたくさんの人たちの多分3分の1か4分の1は外国人だったにもかかわらず、トラブルの対応が日本語でしかされていなかったのです。JRという大きな組織でさえも、国が掲げるおもてなしができていないというか、事態を予測できたはずなのに対応できていなかった。外国人が多い季節だったら、別にパーフェクトにしゃべろとは言いませんけれども、基本的なインフォメーションだけはせめて英語で伝えるべきだろうなと思ったところで、大手ができていないのがすごく悲しいなというのが1つあったと。

一方で、オリンピックが行われた白馬村などを見ると、当然、民宿とか、小さいところがどんどん、それこそ廃業していたりとか、後継者不足でだめになっているところもある中で、外国人が経営しているところはすごく伸びていたりするんですね。それは、信州の景色とか環境がすばらしいから、何となくビジネスをしたいと思って、自分たちのオリジナルのホテルなのか宿を始めたところ、すごく当たって、そこを目掛けて海外からお客様が来るようになった。そうすると、そこで二極化が始まっていて、多分、昔からやっていた人たちは、変わろうとは思ってはいるのだけれども、変わらない。一方で、どんどん外国人が来て、これは移民がいいとか、いけないという問題ではないのですが、新しい発想でビジネスを成功させている。

だから、場合によっては、そんなに魅力的な村であるならば、アウトドアが今、はやっていますね。アウトドアメーカーのデザイン部門だけをそういったところに持って行って、それこそIT化を使って、何か新しいビジネスを始めるとか、別にこれが長野である必要はないのですけれども、今までなかったようなモデル地区を、もちろんそれは市町村がやればいいのかもかもしれませんが、体力がなかったり、もしかしたら発想がなかったりというところで、国が何か後押しするというか、ヒントを与えながら、今は元気がないけれども、こういう事例があるんだよとか、こういうやり方をすれば、過疎化もそこから脱却できるんだとか、人口がふえるとか、雇用もふえるとか、そんな発想もあるんだというプラスのイメージを持つこと、イメージさせることが大切だと印象を受けたので、意見を述べさせていただきました。

○岡村会長 貴重な御意見ありがとうございました。

時間が迫ってまいりましたので、きょういただいた御意見に対して事務局からコメントをお願いいたします。

○横田次長 本日は貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございました。一言ずつ各委員の御発言に対してコメントをさせていただければと思います。

三神委員から、特に出産適齢期の助成、創業後3年ぐらいの支援体制というお話がございました。昨年秋、産業競争力強化法で、市区町村単位で創業支援体制を強化するという仕組みができ上がりました。そういった中で、生活面も含めた支援体制、我々も一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

高橋委員から、北海道の取り組みがございました。松島副大臣から申し上げたとおり、国、都道府県、市区町村が連携しながら小規模企業の支援を一生懸命やってまいりたいと思います。

阿部委員、お帰りになりましたけれども、商店街、本当に商業のインキュベーション機能を果たしていただいていると思います。こういった中で「よろず支援拠点」事業、いろいろな認定支援機関を活用していただきながら、こういった創業のアドバイザーを御活用いただけるようにしていきたいと思っております。

鶴田委員から、基本法制定後、組織法制をというお話がございました。具体的なニーズをお伺いしながら、しっかり検討してまいりたいと思います。

江田委員から、65歳以上の労働者の戦力化ということがございました。これからアベノミクスで順調に景気が回復してまいりますと、また人手不足が中小企業の最大の経営課題といったようなことになりかねないかなと思っております。そういった中で、やはり高齢者、女性、若者、こういったところの活用が非常に課題になってまいると認識しております。我々のほうでもいろいろな工夫をしてまいりたいと思います。社労士を追加しろということにつきましては、岡村会長と相談の上、その方向で対応させていただきたいと思っております。

小野委員から、建設業、こちらも労働者の確保の御指摘がございました。ミスマッチをどう解消していくか、大きな課題だと思います。厚労省とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。公共事業参入へのお話につきましては、国交省ともしっかりお話をしていきたいと思っております。

石塚代理のほうから、金融機関の支援機関としてのあり方についてお話がございました。金融機関初め、多様な地域における支援機関の協力は非常に大事だと思います。そういった中でTKCとの連携とございましたけれども、認定支援機関の中で、今、130のプラットフォームをつくっていただいておりますが、非常に大事だと思います。ぜひ他地域にも広めていただければと思っております。

村上委員からは、的確に実施をという御指摘がございました。この報告書の終わりの部分にも、これは皆さんに行動をお願いする第一歩であると書かせていただいております。

まさに報告書をまとめ、法律をつくり、具体的な取り組みを行っていかないと何の意味もございませんので、しっかり御指摘を踏まえながら、取り組んでまいりたいと思います。

高田委員からは、中小機構としての取り組みについて、決意表明をいただきました。ありがとうございます。しっかり一緒に取り組んでいければと思います。

最後に伊藤委員から、国のほうも少し知恵を出しながら、地方でモデルをつくったかどうかというお話かと思います。昨年末に頑張る中小企業 300 選、頑張る商店街 30 選というのを出しました。これも 1 つのモデルでございますし、いろいろな補助金なども活用しながら、そういうモデル的な取り組みを頑張っていたいただいて、それを全国に広めていくということで、地域活性化、拡張施策なんかも活用していただきながら広めていけるように頑張りたいと思います。

以上でございます。

○岡村会長 ありがとうございます。

それでは、このあたりで議論を取りまとめさせていただきたいと思います。

本日御議論いただきました点も踏まえまして、報告書案を中小企業政策審議会の意見として取りまとめまして、その上で大臣へ答申したいと思います。答申書の内容につきまして、私に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡村会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは御異議なしとのことでございますので、私より後ほど大臣に答申をさせていただきたいと思っております。

本日の議論に関連いたしましてコメントがございましたら、お願いいたします。

まず磯崎政務官、お願いいたします。

○磯崎政務官 委員の皆様方には、多方面から議論をいただきまして、心から感謝を申し上げます。また、報告書を取りまとめいただきました石澤委員長始め、小委員会の皆様方にも感謝を申し上げたいと思います。

やはり、小規模事業者を支援していくということは、雇用、経済を守っていくとともに、私は地方そのものを守っていくことにつながっていくのだろうと思います。先ほど阿部委員からもお話がありましたように、小規模事業者というのは、地域の安全、安心を守るという要素もございますし、またコミュニティーを守っていくという要素もありますし、文化・伝統を守っていくという、いろいろな要素があると思っておりますので、やはり小規模事業者、本当に支援をしていかなければいけないなと思っております。

それとともに、この通常国会が始まりますときに、この前も申し上げたかもしれませんが、安倍首相のほうから、安倍首相の新しい国づくりというのは、日本全国、いろいろなところで眠っている可能性を引き出すことが安倍内閣の新しい国づくりだということをおっしゃいました。その中で、地方の可能性ということも言われましたし、若者、女性の可能性ということも言われました。そういった意味では、きょうの中でも、女性の活用で

あるとか、あるいはシニアの皆さんの活用であるとか、そういったお話がありましたので、そういった可能性を引き出していくことこそが、小規模事業者の支援にもつながっていくのだらうなと思いました。

最後は、きょういただいた御意見を踏まえて、報告書を踏まえて、法律をつくっていくことになるわけでございますけれども、やはり法律ができるということは、まさにそこからスタートということでございますので、法律をつくったことがゴールということではなくて、まさにここからどうやっていくかがスタートするということで、きょういただいた議論も踏まえて、我々もきちんと取り組んでまいりたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

○岡村会長 磯崎政務官、どうもありがとうございました。

それでは最後に田中政務官から御挨拶をいただきたいと思います。

○田中政務官 今、衆議院の委員会のために遅れてきて申しわけございませんでした。

きょうのこの小規模企業の振興を図るための施策のあり方、石澤委員長のもとに報告書を上げていただきまして、本当にありがとうございました。また、岡村会長のもとに、きょうは御議論いただいて、御審議いただいて、取りまとめていただいたということであります。本当に感謝申し上げます。

間違いなく今、アベノミクスの成果によって、長引くデフレから脱却する、この明るい道筋は確実に今見えております。しかし現実にはやはり、小規模事業者の多くは、景気が回復したという実感はほとんどない、これが現状だろうと思えます。ですから、ゆえに、その中で、特に基本法に対する期待、要望、これは大変大きいものがあると感じております。私もこの一連の会議の中で、検討会の中に出席させていただきました。その中で、改めていろいろな御意見をいただいて、小規模政策のあり方、これは考えさせられるものがありました。そして特に、やはり国の施策が、なかなか地域の小規模事業者の皆様に行き届いていない。この指摘は大変重たいものがあると思っております。

1点、ちょっと御報告なのですけれども、今、中小企業庁で、ポータルサイト「ミラサポ」というのを昨年からはスタートいたしました。その中で「ミラサポ」の上に、国と都道府県、そしてまた市町村の施策が、目的ですとか分野に応じて検索できて、かつ一覧できる施策マップというものを3月末までに今、構築をする予定でおります。そして国の施策に関しては、中小企業庁のみならず、例えば総務省ですとか農水省、あるいは厚労省、他省庁の中小企業向けの施策も掲載してまいります。やはりさまざまな支援機関を通じて、とにかく広角的な施策の周知を徹底して図っていきたいと思っております。

基本法をつくって、仏に魂を入れる。そしてしっかりと利用していただいて、そして地域が本当に活性化して、住民の生活も豊かになるような、そんな社会の実現に向けて一歩踏み出せるように、施策の実現に取り組んでまいることをお約束させていただきます。

本当にきょうは審議会、報告書の取りまとめをいただきましたこと、心から厚く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○岡村会長 田中政務官、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の中小企業政策審議会、閉会をさせていただきます。長時間にわたりまして、大変貴重な御意見を承りました。まことにありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。